

東山地域 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	令和3年3月25日	
対象地区名(地区内の集落名)		
東山地区(長坂、田河津、松川)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	1,002.31 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	634.20 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	180.68 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26.38 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.29 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.28 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地区が多く、ほ場が分散しており、小区画、不整形の湿田が多いなど条件が悪いため、耕作が困難となっており、借り手も見つからない。 ・農業経営者の高齢化が進んでおり、農地の維持管理が難しくなっている。 ・中心経営体が引き受けられる面積も限界に近く、基盤整備により大規模圃場の整備を求める声が寄せられている。 ・自己の農地を自ら耕作、管理しようと頑張っている農家に対するバックアップ体制を整える必要がある。 ・後継者がいない。中心経営体として次世代を担う若手農業者がいない。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

長坂地域の農地利用は、中心経営体である認定農業者など10経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、中山間地域等直接支払交付金協定組織、多面的機能支払交付金活動組織と連携して農地の保全に努める。
田河津地域の農地利用は、中心経営体である認定農業者など12経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、中山間地域等直接支払交付金協定組織、多面的機能支払交付金活動組織と連携して農地の保全に努める。
松川地域の農地利用は、中心経営体である認定農業者など6経営体及び他地域からの入作4経営体の計10経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、中山間地域等直接支払交付金協定組織、多面的機能支払交付金活動組織と連携して農地の保全に努める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用する。
(2) 地域での共同取組活動による圃場の維持	中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農道、水路の整備や草刈等を行っている。今後も共同取組活動を継続し、耕作放棄地の発生防止や農業生産の維持を図っていく。
(3) 基盤整備の取り組みの検討	中心経営体への農地の集積・集約化を進めていくためには、中心経営体が効率的に作業できる環境を整えることが必要であることから、基盤整備の取り組みについて集落での話し合いを実施していく。
(4) 鳥獣被害防止対策の取組	鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や狩猟免許の取得促進などに取り組む。
(5) 話し合いの継続	マスタープラン実質化後は、プラン実践のため、地域での話し合いを継続していく。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	20 人	2 法人
② 認定新規就農者	3 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	4 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	140.54 ha	1,002.31 ha	14 %
今後	151.82 ha	1,002.31 ha	15 %